

答 申 第 3 号
令和3年9月15日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長
平木 哲朗 様

和歌山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 岡野充伸

保有個人情報の外部提供の禁止の例外について（答申）

令和3年9月1日付け和広第250号で諮問があった和歌山市に対する後期高齢者医療被保険者の通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴及び保険料の納付状況に係る情報提供については、審議の結果、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第8条第2項に規定する公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、下記の意見を付して答申します。

記

【付帯意見】

- 1 個人情報の提供は、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で提供すること。
- 2 個人情報の提供に際しては、担当の職員であることの証明を受けた上で、口頭もしくは文書で提供すること。
- 3 和歌山市に対し、関係規定に基づいた個人情報の厳格な取扱いと管理に万全を期するよう求めること。
- 4 和歌山県及び他の市町村から同様の情報提供依頼があった場合、上記の内容に従って提供すること。